

第1号様式(第9条関係)

条例見直し調書

作成年度	平成28年度	次回見直し予定	平成33年度
------	--------	---------	--------

条例名		神奈川県景観条例		
条例番号		平成18年神奈川県条例第55号	法規集	第12編第4章
所管室課		県土整備局都市部都市整備課		
条例の概要		景観づくりに関し、基本理念、県・県民・事業者の責務を明らかにするとともに、景観づくりに関する施策の基本となる事項などを定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容		備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	本条例は、景観づくりについて基本理念を定めた条例であり、本条例を根拠として神奈川県景観づくり基本方針が制定されており、現在においても必要な条例である。		
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	本条例に基づき、景観づくりに関する推進体制の整備や市町村に対する支援などを行うことにより、基本方針で目標としている市町村を主体とする景観づくり体制の構築(景観計画の策定)が進んでおり、有効に機能している。		【景観計画数の推移】 平成23年度 20市町 平成24年度 22市町 平成25年度 22市町 平成26年度 23市町 平成27年度 24市町
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	本条例に基づく推進体制により、市町村の景観施策と連携を図るとともに、県においても景観づくりに配慮した公共施設整備のためのガイドラインの制定や調整会議を創設するなど、効率的に景観づくりが推進されている。		『公共事業における景観づくりの手引き』(平成19年10月制定) 景観重要公共施設調整会議(平成27年~)
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	本条例は、「かながわグランドデザイン」に掲げる「都市景観の保全と創造」の内容に即したものであり、県の基本方針に適合している。		
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	本条例は、景観づくりについての基本理念や施策の基本となる事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触しないものである。		
	その他			
見 直 し 結 果	①	改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。		理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。
	2	改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。		
	3	改正を検討する。運用の改善等の必要はない。		
	4	改正及び運用の改善等を検討する。		
	5	廃止を検討する。		